

学校法人愛知医科大学 ガバナンス・コード

令和7（2025）年4月1日



目 次

はじめに	2
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	3
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	7
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	
原則 2－2 多様性への対応	
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	8
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	
原則 3－4 危機管理体制の確立	
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	14
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	

はじめに

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。また、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与するとともに、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

学校法人愛知医科大学は、これからも建学の精神・理念に基づき、適切なガバナンスを確保しつつ、教育、研究、診療及び社会貢献において、時代の変化に対応した私立大学としての使命を果たしていくための規範としてガバナンス・コードを制定します。

なお、学校法人愛知医科大学ガバナンス・コードは、日本私立大学協会「私立大学ガバナンス・コード」に準拠し策定しています。

<改正沿革>

令和3（2021）年10月18日 制定

令和6（2024）年9月2日 改正

令和7（2025）年4月1日 改正

【基本原則 1】 自主性・自律性の確保（特色ある運営）

私立大学としての個性・特色ある多様な教育研究活動の質及び経営の健全性の維持・向上を図るため、建学の精神等の基本理念に基づき、教学と経営を一体的かつ自主・自律的に運営します。

＜原則 1－1＞ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生を始めとする多様なステークホルダーに対して明確に示し理解を得るとともに、目的達成に向けた教学運営体制を確立し、教育研究活動を推進します。

《実施項目 1－1》

（1）建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示

愛知医科大学の「建学の精神」は、初代理事長である故太田元次の理想像であった、患者からも、地域からも、発展途上国からも頼りにされる『タクマシイ』医師を養成したいという熱き思いが込められております。

① 建学の精神

本学は、新時代の医学知識、技術を身につけた教養豊かな臨床医、特に時代の要請に応じて地域社会に奉仕できる医師を養成し、あわせて医療をよりよく発展向上させるための医学指導者を養成することを目的とする。

そのため、医学を中心とした広汎な基礎的知識を授け、深い専門的技術を教授研究し、心身ともに健康なる医師を養育し、その知的、道徳的能力及び社会的有用性の向上を期している。

なお、私学の特性に鑑み、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立医科大学の健全なる発展を図り、社会福祉、殊に地域医療に貢献するとともに、東南アジアその他発展途上国の医療の進歩、向上に協力せんとする。

本学の修業年限は6年で、その間の教育に一貫性を期するとともに、研究の交流を図るために、その組織を基礎科学、基礎医学、臨床医学の各部門にわかち、それぞれの緊密なる連携を図ることにした。この点本学が新しい構想のもとに企画したところであり、本学の特色とするところである。かくして新しい「カリキュラム」をもって人間形成及び創造性の啓発を図り、人命の尊厳を守り、ヒューマニズムに徹し、各自の自主的、自発的勉学を尊重し、人間としての自覚にたった医学教育を目指しているのである。

② 学是「具眼考究」

平成 29（2017）年度には、包括的、全人的に患者を把握する感性和、大学の正しい未来の方向性の洞察に必要となる「具眼」、具眼によって得た神髄を深く考え、それに対して正しく対処して究めることを指す「考究」という二つの言葉を基に、学是「具眼考究」を制定

しました。

愛知医科大学は、時代や社会の要請に鑑み、建学の精神と学是に基づき、愛知医科大学の目的の実現に向け日々努力を重ね、継続的に探究することこそが、愛知医科大学の使命であると考えています。

③ 建学の精神・理念に基づく教育目的等

建学の精神・理念に基づく教育目的等は、次のとおりです。

・ 大学の目的

愛知医科大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、道徳的能力と社会的有用性を基盤とし、新しい医学・看護学の知識及び技術をもつて社会に奉仕する医師及び看護職者を育成するとともに、深く学術を研究し、医学・看護学の発展向上に貢献することを目的とする。

・ 医学部の教育研究上の目的

医学部は、プロフェッショナリズムを備え、地域社会の様々な人々と良好な関係を築きながら、質の高い医療が提供でき、また、幅広い医学知識、高い診療技能及び科学的探究心を持った医師を育成すること。

・ 看護学部教育研究上の目的

看護学部は、幅広い豊かな人間性を備え、看護の専門知識に基づく高度な判断力・実践力・指導力をもち、看護学の発展向上に寄与する看護職者を育成すること。

・ 医学研究科の教育研究上の目的

国際水準の研究遂行能力を有する研究者を養成すること。

・ 看護学研究科の教育研究上の目的

卓越した看護実践能力及び研究・教育・管理能力を持つ高度実践職業人を養成すること。

(2)「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化

学生の学びの基礎単位である学部等において、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

また、自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等の更なる整備・充実に取り組みます。

・ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

・ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

・ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

(3) 教学組織の権限と役割の明確化

① 学長の任免

学長の任免は、愛知医科大学学長規程に基づき、「愛知医科大学学長規程の定めるところにより選考された学長候補者について、理事会の議に基づき理事長が行う。」とあり、同規程において、「学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としています。

② 学長の責務（役割・職務範囲）

- ・ 学長は、大学学則第1条に掲げる「道徳的能力と社会的有用性を基盤とし、新しい医学・看護学の知識及び技術をもつて社会に奉仕する医師及び看護職者を育成するとともに、深く学術を研究し、医学・看護学の発展向上に貢献する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ・ 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ・ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

③ 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

- ・ 学長は、必要に応じ副学長を置くことができることとしており、愛知医科大学副学長規程において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。学長に事故あるときは、学長が指名した副学長がその職務を代理する。」としています。
- ・ 学部長の役割については、愛知医科大学副学長規程及び愛知医科大学学部長規程において当該学部教育担当副学長として任命することにより、当該学部に関する校務をつかさどることとしています。

④ 教授会の役割（学長と教授会の関係）

教育研究の重要な事項を審議するために各学部に教授会を設置しています。教授会は、大学学則第10条第5項に定めるもののほか、学長が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じて、意見を述べることができます。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

(4) 教職協働体制の確保

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(5) 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進

① ファカルティ・ディベロップメント：FD

- ・ 三つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。
- ・ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

② スタッフ・ディベロップメント：SD

- ・ 全ての教員・事務職員等は、その専門性と資質の向上のための取組みを推進します。
- ・ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。
- ・ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

<原則 1－2> 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

学生を始めとする多様なステークホルダーに対して実効性のある中期的な計画を示し、進捗管理を行うことによって教育研究の質の向上及び組織運営の強化を図ります。

《実施項目 1－2》

(1) 中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定

「建学の精神」に謳われている良き医療人を育てて地域に役立つという理念を具現化するため、「学校法人愛知医科大学中期計画」を策定し、運営基盤の強化を図るとともに、教育・研究・診療の質の向上に努めます。

- ・ 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ・ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ・ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ・ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。

(2) 計画実現のための進捗管理

中期的な計画の進捗状況については、経営戦略推進本部で管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。

【基本原則 2】 公共性・社会性の確保（社会貢献）

常に時代の変化に対応し、社会に貢献するため、公共性と社会性を重んじ、建学の精神等の基本理念に基づく教育研究・社会貢献活動を実践し、社会に有為な人材を輩出するとともに、社会課題の解決等に努めます。

＜原則 2－1＞ 教育研究活動の成果の社会への還元

社会からの要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動を実践するとともに、そこから得た教育研究活動の多様な成果を社会に還元し、社会の安定と発展に貢献します。

《実施項目 2－1》

（1）社会の要請に応える人材の育成

教育基本法及び学校教育法に基づき、道徳的能力と社会的有用性を基盤とし、新しい医学・看護学の知識及び技術をもって社会に奉仕する医師及び看護職者を育成します。

また、地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

（2）社会貢献・地域連携の推進

- ・ 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ・ 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。
- ・ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。
- ・ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

＜原則 2－2＞ 多様性への対応

ダイバーシティ&インクルージョンの理念を踏まえ、多様性が尊重され包摂される共生社会の実現のため、学生、教職員等のすべての構成員の多様な価値観等が受容される環境を整備するなど、多様性への対応を講じます。

《実施項目 2－2》

（1）多様性を受容する体制の充実

- ・ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）を始め、多様性への対応を実施します。
- ・ ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

(2) 役員等への女性登用の配慮

男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮します。

【基本原則 3】 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）

持続的な私立大学の価値向上を実現するため、ガバナンスに関する基本的な考え方や対応方針等を明確にすることにより、実効性の高いガバナンス体制を構築し、経営の安定性と継続性を確保します。

<原則 3－1> 理事会の構成・運営方針の明確化

理事会における学校法人の業務に関する意思決定の機動性及び理事の業務執行に関する監督機能の適正性を確保する観点から、理事会の構成・運営方針等を明確にします。

《実施項目 3－1》

(1) 理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保

- ・ 理事の定数は、15人以上17人以内とし、選任機関は評議員会とします。
- ・ 理事のうち1人を理事長とし、理事会の決議によって選定します。
- ・ 透明性のある学校法人運営のために、複数名の外部理事を選任します。
- ・ 理事長及び理事の選任、解任及び退任については、寄附行為に明確に定めています。

(2) 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立

1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

- ・ 理事会は、学校法人の経営強化を念頭に置いて業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

- ・ 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。
- ・ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保存します。
- ・ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 実効性のある開催

- ・ 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。
- ・ 審議に必要な時間を十分に確保します。
- ・ 役員（理事・監事）が、その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、その職務を行う

際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

- ・ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。
- ・ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が過重とならないよう損害賠償責任の減免の制度を整備します。
- ・ 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

④ 理事及び学校運営責任者の業務執行の監督

- ・ 理事会は、理事及び設置学校の運営責任者（学長）に対する監督を行うことを主要な責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。
- ・ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

⑤ 学長への権限委譲

- ・ 学長が任務を果たすことができるようにするために必要な教学関係事項の権限の一部を学長に委任しています。
- ・ 学長は、必要に応じ副学長を置き、各々担当業務を分担させ、管理する体制としています。
- ・ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑥ 評議員会との協働体制の確立

- ・ 評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保します。

2) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ・ 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ・ 理事のうち2人以内を業務執行理事とし、理事長を補佐して法人の業務を掌理します。
- ・ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ・ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ・ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を理事長及び監事に報告します。
- ・ 競業取引又は利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

3) 学内理事の役割

- ・ 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究・診療及び経営面につい

て、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。

- ・ 教職員である理事は、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

4) 外部理事の役割

- ・ 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ・ 外部理事には、理事会の審議事項に関する情報について、理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(3) 理事への情報提供・研修機会の充実

理事に対し、学校法人運営の判断に必要な研修機会を十分に提供し、その内容の充実に努めます。

<原則 3－2> 監査機能の強化及び監事機能の実質化

学校法人の管理運営の適正性を確保する上で、監事及び会計監査人の独立性を高め、組織の重層的チェック体制を構築し、監査機能を強化するとともに、監事機能を実質化します。

《実施項目 3－2》

(1) 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保

① 監事の選任

- ・ 監事の独立性を確保する観点を重視し、評議員会の決議によって選任します。
- ・ 監事は2名置くこととし、そのうち1名を常勤監事とします。
- ・ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

② 会計監査人の選任

- ・ 会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、評議員会の決議によって選任します。
- ・ 会計監査人は1名置くこととします。

(2) 監事、会計監査人及び内部監査室等の連携

- ・ 監査機能の強化のため、学校法人愛知医科大学監査規程を制定しています。
- ・ 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ・ 監事は、学校法人愛知医科大学監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。
- ・ 会計監査人は、法令で定めるところにより、学校法人愛知医科大学の計算書類（貸借対

照表及び収支計算書）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出します。

- ・ 監事、会計監査人及び内部監査担当者による監査結果について、意見を交換し、監事監査の機能の充実を図ります。
- ・ 監事機能の強化の観点から、監査室を設置します。
- ・ 監事に対し、理事会等の審議事項に関する情報について、理事会等開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ・ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

(3) 監事への情報提供・研修機会の充実

監事が十分な監査ができるように、監査業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努めます。

<原則 3－3> 評議員会の構成・運営方針の明確化

諮問機関としての評議員会機能の実質化及び監督機能の強化を図り、学校法人運営の機動性及び安定性を確保する観点から、評議員会の構成・運営方針等を明確にします。

《実施項目 3－3》

(1) 評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保

- ・ 評議員の定数は、17人以上19人以内とし、理事の実数を超える数とします。
- ・ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ・ 学校法人愛知医科大学の職員のうちから理事会が選任した者 5人以上6人以内
- ・ 学校法人愛知医科大学の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のもののうちから理事会が選任した者 3人
- ・ 学識経験者のうちから評議員会が選任した者 9人以上10人以内

(2) 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立

① 評議員会の運営等

- ・ 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催します。
- ・ 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集します。
- ・ 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により、会議の1週間前までに通

知します。

ア 会議の日時及び場所

イ 会議の目的である事項があるときは、当該事項

ウ 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

エ 私立学校法施行規則で定める事項

② 評議員会の職務等

- ・ 評議員会は、学校法人愛知医科大学の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。
- ・ 評議員会は、寄附行為の定めに基づき、理事の行為の差止めの求め、責任追及の訴えの求めを行うことを、監事又は理事長に求めることができます。

③ 評議員会の諮問事項

理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴きます。

- ・ 重要な資産の処分又は譲受け
- ・ 多額の借財
- ・ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- ・ 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- ・ 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- ・ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ・ 寄附金品の募集に関する事項
- ・ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

④ 評議員会の決議事項

評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議します。

- ・ 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める寄附行為の変更
- ・ 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
- ・ 合併

⑤ 理事会との協働体制の確立

- ・ 理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保します。

(3) 評議員への情報提供・研修機会の充実

- ・ 評議員に対し、評議員会の審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ・ 学校法人の適切な運営に必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めます。

<原則 3－4> 危機管理体制の確立

自然災害・事故・事件等の事象によるあらゆるリスク及び危機を未然に防止するとともに、発生時における被害を最小限にとどめるため、実効性のある危機管理体制を確立します。

《実施項目 3－4》

(1) 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。
 - ・ 大規模災害
 - ・ 大規模な感染症
 - ・ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。
 - ・ 学生・生徒等の安全安心対策
 - ・ 減災・防災対策
 - ・ ハラスメント防止対策
 - ・ 情報セキュリティ対策
 - ・ その他のリスク防止対策
- ③ 事業継続計画の策定に取り組みます。

(2) 法令等遵守のための体制整備

- ・ 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組みます。
- ・ 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

【基本原則 4】 透明性・信頼性の確保（情報公開）

教学運営・経営の透明性を高め、幅広いステークホルダーからの信頼を維持・向上するため、法律上公表が定められていない情報についても、積極的に自らの判断によって努めて最大限公開します。

＜原則 4－1＞ 教育研究・経営に係る情報公開

自らが行う教育研究活動やそれを支える経営に係る情報について、様々な機会を通じて積極的に公開することによって、広く社会からの理解・信頼を得られるように努めます。

《実施項目 4－1》

（1）情報公開推進のための方針の策定

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条の 2）、私立学校法等の法令によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

また、法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

① 学校法人の経営及び財務に関する情報

- ・ 寄附行為
- ・ 役員名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）
- ・ 役員及び評議員の報酬等の支給の基準
- ・ ガバナンス・コード
- ・ 事業計画及び予算
- ・ 事業報告書
- ・ 資金収支計算書
- ・ 貸借対照表
- ・ 財産目録
- ・ 監査報告書
- ・ 中期計画

② 特定機能病院の管理に関する情報

- ・ 管理者の選任に関する情報
- ・ 管理及び運営に関する事項を審議する合議体の運営に関する情報
- ・ 管理者が有する管理及び運営に必要な人事及び予算執行権限に関する情報
- ・ 医療の安全の確保に関する監査委員会の設置に関する情報
- ・ 管理者の業務の執行が法令に適合することを確保するための体制及び特定機能病院の業務の監督に係る体制に関する情報

③ 評価に関する情報

- ・ 自己点検・評価報告書

- ・ 認証評価機関による評価結果
- ④ 教育研究活動等の状況に関する情報
 - ・ 大学学則及び大学院学則
 - ・ 大学の教育研究上の目的
 - ・ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）
 - ・ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）
 - ・ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）
 - ・ 教育研究上の基本組織
 - ・ 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
 - ・ 入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
 - ・ 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画
 - ・ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準
 - ・ 校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
 - ・ 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用
 - ・ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援
 - ・ 学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
 - ・ 学術国際交流に関する情報
 - ・ 教員評価に関する情報
 - ・ 地域連携
 - ・ 高大連携
 - ・ 公開講座

(2) ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

- ・ 学校法人に関する情報については，Web 公開に加え，各事務所に備え置き，請求があれば閲覧に供します。
- ・ 公開方法は，ウェブサイトでの公開に加え，閲覧者が多岐にわたることを考慮し，「大学ポータル」を活用するほか，大学要覧，入学案内，広報誌，各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ・ 公開に当たっては，分かりやすい説明を付けるほか，説明方法も常に工夫します。